

平成18年9月20日
消 防 庁**電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故の報告**

電気用品及び燃焼機器については、過去において、原因を一にする不備欠陥又は使用方法の誤り等による火災が発生していたことから、「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故報告について」（昭和62年5月11日消防予第67号）により各都道府県消防主管部長に対し、この種の火災等の事故について報告するよう依頼していたところです。

近年、同一の電気用品や燃焼機器を原因とした火災等の事故が発生していることを踏まえ、新たに消防研究センターにおける分析体制を整えるとともに、関係機関との連携等の迅速化を図るために、今後は消防研究センターの火災原因調査室に報告するよう、[別紙](#)のとおり各都道府県消防防災主管部長等あて通知しました。

（事務連絡先）

総務省消防庁予防課 楠田、會田

03 - 5253 - 7523

FAX 03 - 5253 - 7533

総務省消防庁消防技術政策室 山田、鈴木

03 - 5253 - 7541

FAX 03 - 5253 - 7533